

# 新しい生活様式の店舗助成事業 募集要項

## 【消耗品費補助金】

### 1 概要

新型コロナウイルスの感染予防を図るため、不特定多数の人が集まる来客型の店舗などにおいて、感染予防の取り組みに要した経費の一部を助成します。

### 2 助成対象者

次の（１）から（４）の要件をすべて満たす事業者の方です。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）2条1項第4号及び第5号に掲げる営業及び同法同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗を除きます。

#### （１）中小企業者又は個人事業主

市内に店舗がある方が対象です。

#### （２）次の事業を営む来客型の店舗等を有する者

ただし、不特定多数の来客のない無店舗営業や従業員のみが利用する事務所などは対象になりません。

- ① 小売業
- ② 宿泊業
- ③ 生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）
- ④ その他物品賃貸業（DVDやCDのレンタルショップのみ）
- ⑤ 娯楽業（スポーツクラブ等）
- ⑥ 学習支援業（学習塾、英会話教室等）
- ⑦ 療術業（はり・きゅう、あん摩マッサージ等）

#### （３）次の事項を遵守することについて同意し、必要な書類を提出できること

- ① 福岡県が定める「感染防止宣言ステッカー」に登録し、店舗に掲示していること
- ② 業界団体の定めるガイドラインを遵守すること
- ③ 店舗において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、保健所が行う調査に協力すること

#### （４）次の要件に該当する者

- ① 食品衛生法や建築基準法その他の関係法令に違反していないこと
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（「以下暴力団員」という）でないこと
- ③ 会社にあつては、その役員のうち暴力団員がいないこと
- ④ 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと
- ⑤ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと
- ⑥ 申請者が、福岡県が実施する（仮称）新型コロナウイルス感染防止対策助成金の交付を受けることができないこと

### 3 助成対象経費

#### (1) 感染防止対策にかかる消耗品（税抜1万円未満）の購入

ただし、感染防止対策を目的とするものであることが判然としない場合は対象になりません。

なお、インターネットで購入した消耗品のみ送料も助成対象となります。

【対象になる例】マスク、消毒液、アルコール液、使い捨て手袋、ペーパータオル、フェイスシールド、非接触式体温計、ハンドソープ、石けん、アクリル板、ビニールカーテン、フロアマーカ―、コイントレー など

#### (2) (1)の助成対象経費に該当しても、次に掲げる方法で購入する場合は対象になりません。

- ① 自社内部の取引（次に掲げる場合をいいます。）
  - ・ 申請者である個人又は法人の代表者と消耗品の購入店舗を営している個人又は法人の代表者が同一である場合
  - ・ 申請者である個人又は法人と、消耗品の購入店舗を営している個人又は法人が、会社法（平成17年法律86号）第2条に定める親会社と子会社である場合又は生計を一にする親族である場合
- ② オークションによる購入（インターネットオークションを含みます。）
- ③ フリーマーケットによる購入（フリーマーケットアプリを含みます。）
- ④ 中古品の購入
- ⑤ 市場価格に比して著しく購入価格が高額である物を購入する場合

### 4 助成金額

1店舗あたり2万5千円を上限に対象経費に要した費用（千円未満切り捨て）です。  
※消費税は、対象経費に含まれません。

### 5 助成対象期間

令和2年9月1日（火）から10月31日（土）までの間に購入した経費が対象です。

### 6 対象店舗数の上限

複数の店舗をお持ちの場合は、2店舗を上限とします。（1回で申請できる店舗数は1店舗です）

### 7 申請手続き

#### (1) 申請書類

「新しい生活様式の店舗助成事業補助金交付申請書兼実績報告書」（様式第1号）は、市ホームページからダウンロードしてください。

#### (2) 添付書類

- ① 添付資料は、申請者が個人か法人かによって異なりますので、次ページの表を参考にしてお準備ください。
- ② 経費が確認できるものについては、次に掲げるものであって原本を付けてください。  
ア レシートは、購入日時、品名、個数、金額、消費税、店舗名称（販売店）等が記載されているもの

- イ いわゆるネット販売では、購入者氏名、住所、購入日時、品名、個数、金額、消費税、店舗名称（販売店）等の取引内容が分かるメール等の写し  
ウ 領収書は、上述アに準ずる内容が記載されたものであって、レジスター等から自動で出力されるもの（手書き領収書など任意に作成したものは不可）

(3) 申請受付期間

令和2年9月16日（水）から11月30日（月）まで

(4) 申請方法

申請方法は郵送のみです。必ず「書留」で郵送してください（令和2年11月30日当日消印有効）。

【送付先】〒802-0001

北九州小倉北区浅野2-14-3

あるあるCity2号館 2階

北九州市新しい生活様式の店舗助成事業事務局「消耗品費補助」行

(5) 申請時の留意事項

- ① 必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ② 申請に係る経費は、申請事業者の負担となります。
- ③ 提出された申請書類は領収書やレシートも含め、返却しませんので、原本が必要な方は提出前に写し取って保管してください。（なお、提出後に内容についてお問い合わせすることがあります。）

## 8 その他注意事項

- (1) 補助金の対象になる方や対象となる経費について、募集要項やよくあるお問い合わせを事前によくご確認のうえ申請してください。
- (2) 補助金の交付は、申請者ごとに1回のみとします。（後から追加で申請することはできませんので申請の際は、もれのないようご注意ください。）
- (3) 対象経費について、既に他の補助制度に基づいて補助金の交付を受け、又は受けることが決定しているものに対しては、補助金を交付しません。また、本市の補助金を受けたことにより、対象経費について、同様の他の補助制度を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- (4) 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合は、補助金を返還いただくほか法的責任を問われることがあります。
- (5) 対象店舗における感染防止対策以外の目的（単なる私的利用や転売など）の利用が分かった場合は、補助金を返還いただくことがあります。

**【申請書の添付書類一覧】**

書類（写し）	個人	法人	備考
本人確認書類（写し） （事業主又は代表者）			・ 運転免許証、健康保険証など ※裏面に記載がある場合は裏面も ※マイナンバーカードの場合は、マイナンバーは黒塗りで消すこと。
法人登記簿謄本（写し）			・ 3か月以内に発行されたもの
経費が確認出来るもの（原本） 【領収書（ ）枚、レシート（ ）枚】 ※必ず枚数を記入してください。			・ 領収書、レシート（原本） ※発行元と費用の詳細が確認出来るもの ※補助対象の内容が分かるもの ※工事は市内業者の施工と確認できるもの
消耗品購入に要した経費（参考様式2）			
振込先口座が分かる書類（写）			・ 通帳の口座名義、口座番号が分かる部分 ※申請者名義の口座であること
営業実態が確認できる書類（写）			・ 営業許可書、確定申告書、開業届など ※申請者名義、屋号、店舗所在地が確認できるもの
誓約書（参考様式4）			
役員名簿（参考様式5）			・ 法人登記簿の役員（取締役、監査役）を記載したもの
福岡県「感染防止宣言ステッカー」（写し）			・ 店名、申請番号が入っているもの ※福岡県庁ホームページで登録後にダウンロードし印刷したもの
福岡県「感染防止宣言ステッカー」を掲示している店舗写真 （任意様式）又は（参考様式6）			・ ステッカーの掲示、店舗の看板、店舗の様子などが確認できる写真 ・ 写真をA4用紙へ貼り付けるか、A4用紙に印刷したもの ※写真の裏面には記名をすること

**問い合わせ先**

**新しい生活様式の店舗助成事業コールセンター**

**0120-253-375**

**【受付時間】 9:00～17:00（土日祝日も受付）**